
6019. MPN状況照会

業務コード	業務名
IMP (IMP OW)	MPN状況照会

1. 業務概要

マルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）で納付する旨が登録されている以下の手続き（以下、輸入申告等という。）に係る状況を照会する。

- ①輸入申告
- ②輸入申告（少額関税無税）
- ③特例申告（特例委託特例申告を含む。）
- ④特例申告期限内訂正（特例委託特例申告期限内訂正を含む。）
- ⑤蔵出輸入申告
- ⑥移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を含む。）
- ⑦総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。）
- ⑧輸入申告（沖縄特免制度）
- ⑨修正申告（特例修正申告を含む。）
- ⑩更正
- ⑪賦課決定
- ⑫決定
- ⑬納付通知
- ⑭調定決議
- ⑮旅具徴税
- ⑯とん税等納付申告
- ⑰石油石炭税特例納付（「石油石炭税納税申告（OCC）」業務による申告を含む。）
- ⑱国際観光旅客税

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、入国管理局（航空）、検疫所（人・航空）、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②輸出入者以外の場合は、当該納付番号等に係る輸入申告等を行った利用者と同一であるか、当該納付番号通知情報等の出力先^{*1}としてシステムに登録されていること。
- ③輸出入者の場合は、当該納付番号等に係る石油石炭税納税申告を行った利用者と同一であるか、当該納付番号通知情報等の出力先^{*1}としてシステムに登録されていること。

（*1）出力先についての詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) MPN納付DBチェック

①輸入申告等の番号または一括納付書番号が入力された場合は、その番号に係る納付番号が存在すること。

②納付番号が入力された場合は、当該納付番号が存在すること。

③一括納付扱いの受入科目のみの輸入申告等の番号が入力された場合は、本業務実施日が対応する納付番号通知情報（一括）の出力日^{*2}以降であること。

（*2）納税方式が包括納期限延長の場合は、調査決定月の翌月8日

納税方式が特例申告即納の場合は、輸入（引取）許可月の翌月21日（ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を8日にする旨の登録がある場合は、輸入（引取）許可月の翌月8日）

納税方式が特例申告納期限延長の場合は、輸入（引取）許可月の翌々月8日

(4) 資金DBチェック

輸入申告等の番号が入力された場合は、その番号に係る納付番号が存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-0000」以外のコードを設定の上、MPN状況照会情報（申告番号単位）の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 注意喚起メッセージ出力処理

一括納付扱いの科目と一括納付扱いでない科目が混在^{*3}する輸入申告等の番号が入力され、本業務実施日が一括納付扱いの納付情報をまとめている納付番号通知情報（一括）の出力日前の場合は、注意喚起メッセージとしてMPN状況照会情報（申告番号単位）に出力する。

（*3）①包括納期限延長・即納混在

②包括納期限延長・個別納期限延長混在

③特定日^{*4}以降の特例申告納期限延長・特例申告即納の混在

（*4）輸入（引取）許可月の翌月20日。ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を8日にする旨の登録がある場合は、輸入（引取）許可日の翌月7日。

(3) MPN状況照会情報編集出力処理

MPN納付DBよりMPN状況照会情報等の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
MPN状況照会情報 （申告番号単位）	輸入申告等の番号で本業務を行った場合	入力者
MPN状況照会情報 （納付番号単位）	一括納付書番号または納付番号で本業務を行った場合、またはエラーとなった場合	入力者

7. 特記事項

包括納期限延長と個別納期限延長が混在した納税方式の申告において、包括納期限延長分の納付番号通知情報（一括）出力後に個別納期限延長分の納付番号通知情報が消し込まれ、かつその消込の後に減額調定等で包括納期限延長分が個別管理対象に移行した場合は、輸入申告等の番号で本業務を実施すると個別納期限延長分の納付番号等の情報がMPN状況照会情報（申告番号単位）に出力されなくなるため、留意すること。

なお、個別納期限延長分の納付番号による照会は可能。